

議案第 11 号

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第 13 条 略	第 13 条 略
2 から 10 まで 略	2 から 10 まで 略
11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5) 及び (6) 略	(5) 及び (6) 略
12 及び 13 略	12 及び 13 略
14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する</u>	14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15 から 17 まで 略

附 則

1 及び 2 略

3 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年

（1）雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

（2）雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 から 17 まで 略

附 則

1 及び 2 略

3 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 87 号）第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項に規定する職員として

法律第 87 号) 第 5 条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法 (昭和 28 年法律第 182 号) 第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当 (これに相当する給付を含む。) の支給を受けているときは、この限りでない。

4 から 10 まで 略

11 令和 9 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 13 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めた

の引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当 (これに相当する給付を含む。) の支給を受けているときは、この限りでない。

4 から 10 まで 略

11 令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 13 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めた

もの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 12 から 18 まで 略	もの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、町長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 12 から 18 まで 略
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した東浦町職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 12 号

東浦町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第 22 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 61 条の 2 第 20 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第 22 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 61 条第 32 項</u>において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号）

の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の4 略	第8条の4 略
2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 略	3 略
4 <u>前3項</u>の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後	4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校修学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、<u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めると

10 時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。 5 略	ころにより、<u>当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。 5 略
--	--

(東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東浦町条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第1条の規定による改正後の東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	附 則 1 略 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第1条の規定による改正後の東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議案第 13 号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び (2) 略 (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第 17 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時	第 17 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 及び (2) 略 (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第 17 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時

差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び (3) 略 4 から 6 まで 略	差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び (3) 略 4 から 6 まで 略
--	--

（東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第 2 条 東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（退職報償金支給の制限）	（退職報償金支給の制限）
第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に	第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に

該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) から (5) まで 略	該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2) から (5) まで 略
---	--

(東浦町自治功労者表彰条例の一部改正)

第3条 東浦町自治功労者表彰条例(昭和40年東浦町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
第4条 次の各号のいずれかに該当する者については、前2条の規定にかかわらず、表彰しないものとする。 (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。) (2) 略	第4条 次の各号のいずれかに該当する者については、前2条の規定にかかわらず、表彰しないものとする。 (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。) (2) 略

(東浦町消防団条例の一部改正)

第4条 東浦町消防団条例(昭和41年東浦町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(欠格事項) 第6条 次の各号の一に該当する者は、団員になることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (2) 及び (3) 略	(欠格事項) 第6条 次の各号の一に該当する者は、団員になることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者 (2) 及び (3) 略

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和45年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分	(退職手当の支払の差止め) 第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分

を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2 から 4 まで 略 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合 (3) 略	を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2 から 4 まで 略 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合 (3) 略
---	---

6から10まで 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び (3) 略

2から6まで 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第

6から10まで 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び (3) 略

2から6まで 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第

13 条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （1）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）及び（3）略 2から6まで 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第20条 略 2及び3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで 略	13 条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （1）当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）及び（3）略 2から6まで 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第20条 略 2及び3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5から8まで 略
---	--

（東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第6条 東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東浦町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 （旧条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 略 2 略 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5から8まで 略	附 則 （旧条例の廃止に伴う経過措置） 第3条 略 2 略 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 4 第1項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5から8まで 略

附 則
（施行期日）

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（東浦町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並

びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに東浦町職員の退職手当に関する条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

刑法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 14 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（課税額） 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>240,000 円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000 円</u> とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>7.57</u> を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎	（課税額） 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>220,000 円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000 円</u> とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>7.2</u> を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎

課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>33,000 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>22,700 円</u> (2) 特定世帯 <u>11,350 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>17,025 円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の	課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>31,900 円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>23,100 円</u> (2) 特定世帯 <u>11,550 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>17,325 円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の
---	---

2.66 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 11,000 円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800 円

(2) 特定世帯 3,900 円

(3) 特定継続世帯 5,850 円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.21 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 11,500 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,000 円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2

2.56 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 10,300 円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第5条の5 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,900 円

(2) 特定世帯 3,950 円

(3) 特定継続世帯 5,925 円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.11 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 11,200 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,100 円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2

項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 240,000 円 を超える場合には、240,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円）の合算額とする。

- (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有

項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 220,000 円 を超える場合には、220,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円を超える場合には、170,000 円）の合算額とする。

- (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有

する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
23,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,890円

(イ) 特定世帯 7,945円

(ウ) 特定継続世帯 11,918円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

8,050円

する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
22,330円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,170円

(イ) 特定世帯 8,085円

(ウ) 特定継続世帯 12,128円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,210円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,530円

(イ) 特定世帯 2,765円

(ウ) 特定継続世帯 4,148円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

7,840円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について

4,200 円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

16,500 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,350 円

(イ) 特定世帯 5,675 円

(ウ) 特定継続世帯 8,513 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,500 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について

4,270 円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

15,950 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,550 円

(イ) 特定世帯 5,775 円

(ウ) 特定継続世帯 8,663 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,150 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,950 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,925 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,750 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,000 円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 545,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,600 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,540 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,270 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,405 円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,950 円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,975 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,963 円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,600 円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,050 円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 545,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,380 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,620 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,310 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,465 円</u>
--	--

ウ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,200 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の世帯
別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外
の世帯 1,560 円

（イ）特定世帯 780 円

（ウ）特定継続世帯 1,170 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。） 1人について
2,300 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について
1,200 円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,060 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る
後期高齢者支援金等課税額の世帯
別平等割額 次に掲げる世帯の区
分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外
の世帯 1,580 円

（イ）特定世帯 790 円

（ウ）特定継続世帯 1,185 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る
被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。） 1人について
2,240 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る
世帯別平等割額 1世帯について
1,220 円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,950 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,250 円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,200 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,500 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,650 円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,750 円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,500 円</u> 3 略	ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,785 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,975 円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,760 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,950 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,545 円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,575 円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,120 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,150 円</u> 3 略
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の課税額を改める等のため提案するものである。

議案第 15 号

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例

東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年東浦町条
例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年 以上 10 年 未満	10 年 以上 15 年 未満	15 年 以上 20 年 未満	20 年 以上 25 年 未満	25 年 以上 30 年 未満	30 年 以上 35 年 未満	35 年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団 長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長及 び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

35 年以上勤務して退職した非常勤消防団員の退職報償金の支給額を引き上げるた

め提案するものである。

議案第 16 号

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部改正について

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例

(東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正)

第 1 条 東浦町行政財産の特別使用に係る使用料条例 (昭和 53 年東浦町条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後					改正前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
行政財産の種類	使用の区分		単位	金額	行政財産の種類	使用の区分		単位	金額
土地	道路法（昭和 27 年法律 第 180 号） 第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の敷地として使用する 場合	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	990 円	土地	道路法（昭和 27 年法律 第 180 号） 第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の敷地として使用する 場合	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	950 円
		第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略					第 2 種電柱及び第 3 種電柱 略		
		第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	880 円			第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	850 円
		第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略					第 2 種電話柱及び第 3 種電話柱 略		
		その他の柱類	1 本 1 年につき	88 円			その他の柱類	1 本 1 年につき	85 円
		共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略					共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略		
	地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	860 円		地上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	830 円		